

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

令和七年二月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第三号	認定番号
令和七年二月十二日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百六十八筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所